



産業廃棄物処理施設設置許可証

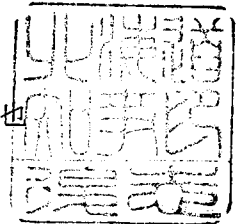
平成14年8月6日

住所 虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可の年月日	平成14年8月6日	許可番号	後環生第945号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場） 汚泥、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下86番地		
処理能力	面積20,280平方メートル、容積144,000立方メートル		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志支庁)



産業廃棄物処理施設変更許可証

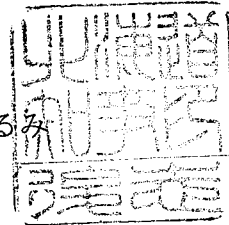
平成16年7月13日

住所 虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋はるみ



許可の年月日	平成16年7月13日	許可番号	後環生第1282号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） がれき類、廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下同じ。））であるものを除く。）、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。）、ゴムくず		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下89番		
処理能力	面積14,842平方メートル、容積144,502立方メートル		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志支庁)



産業廃棄物処理施設設置許可証

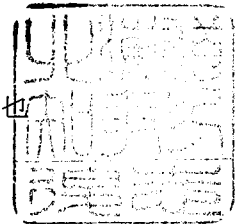
平成14年7月3日

住所 虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可の年月日	平成14年7月3日	許可番号	後環生第139-3号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第8号の2（がれき類の破碎施設） がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下89番地		
処理能力	240t/日（8時間）、30t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	存 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		

(後志支庁)

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 1 4 年 7 月 3 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也

許可の年月日	平成 1 4 年 7 月 3 日	許可番号	後環生第 1 3 9 - 6 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破砕施設) 木くず、紙くず、繊維くず		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字峠下 8 9 番地 札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円 (工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)		
処理能力	1 6 0 t / 日 (8 時間) 、 2 0 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ <input type="checkbox"/>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日許可証書換交付 (処理施設設置場所の変更)) (後志総合振興局)

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 1 4 年 7 月 3 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也

許可の年月日	平成 1 4 年 7 月 3 日	許可番号	後環生第 4 1 5 - 1 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設) 木くず、紙くず、繊維くず		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 4 6 番地 1 北海道虻田郡倶知安町字峠下 8 9 番地 札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円 (工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)		
処理能力	4 0 0 t / 日 (8 時間) 、 5 0 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

産業廃棄物処理施設変更許可証

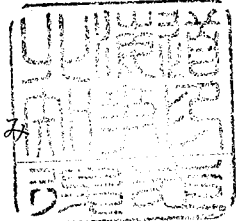
平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日	許可番号	後環生第 8 7 1 - 2 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 廃プラスチック類, 紙くず。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 1 5 番 2、4 1 7 番 1、4 2 0 番 4		
処理能力	1 0 . 8 8 t / 日 (8 時間) 1 . 3 6 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 2 4 年 1 月 1 3 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
 代表取締役 古谷 和之
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日	平成 2 4 年 1 月 1 3 日	許可番号	後環生第 8 7 1 - 4 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 8 の 2 号 (がれき類の破碎施設) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類。		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下 8 9 番地		
処理能力	8 0 0 t / 日 (8 時間) 1 0 0 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)

産業廃棄物処理施設変更許可証

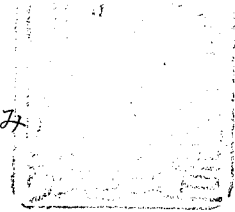
平成 2 4 年 1 月 1 3 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
 代表取締役 古谷 和之
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 2 4 年 1 月 1 3 日	許可番号	後環生第 8 7 1 - 6 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設) 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず。		
設置場所	虻田郡倶知安町字峠下 8 9 番地		
処理能力	廃プラスチック類 : 2 8 0 t / 日 (8 時間) 、 3 5 t / 時間 木 く ず : 4 8 0 t / 日 (8 時間) 、 6 0 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 . 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

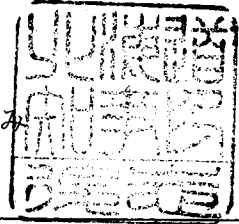
平成24年4月24日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸 有限会社
代表取締役 古谷和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成24年4月24日	許可番号	後環生第299号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） 廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，ゴムくず		
設置場所	虻田郡倶知安町字琴平417-1		
処理能力	14.8t/日（8時間）、1.85t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

（後志総合振興局）



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

産業廃棄物処理施設設置許可証

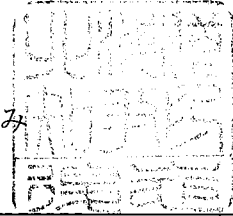
平成 2 6 年 5 月 2 1 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 2 6 年 5 月 2 1 日	許可番号	後環生第 3 0 2 - 3 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 2 7 番 1、4 2 7 番 2、4 2 9 番 1		
処理能力	1 4 . 8 t / 日 (8 時間)	1 . 8 5 t / 時間	
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

産業廃棄物処理施設変更許可証

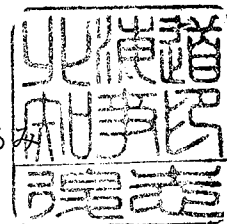
平成 2 7 年 5 月 2 9 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はる



許可の年月日	平成 2 7 年 5 月 2 9 日	許可番号	後環生第 4 6 9 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 2 7 番 1、4 2 7 番 2、4 2 9 番 1		
処理能力	8 7 . 2 t / 日 (8 時間) 1 0 . 9 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 . <input type="checkbox"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

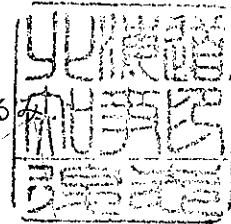
平成28年7月11日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はる



許可の年月日	平成28年7月11日	許可番号	後環生第550号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）以下同じ。）であるものを除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、 ゴムくず 、 金属くず （自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）、 ガラスくず 、 コンクリートくず及び陶磁器くず （自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、 がれき類 （石綿含有産業廃棄物を含む。）。以下余白。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字峠下78番、79番、80番		
処理能力	面積：1期 16,374m ² 、2期 14,489m ² 合計 30,863m ² 埋立容量：1期 111,610m ³ 、2期 86,099m ³ 合計 197,709m ³		
許可の条件	—		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(後志総合振興局)

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年11月11日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ運輸有限会社
代表取締役 占谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日	平成28年11月11日	許可番号	後環生第1351号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に右綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） 木くず。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字峠下89番 北海道虻田郡倶知安町字琴平446番1 札幌市、旭川市又は函館市を除く北海道内一円（工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）		
処理能力	30.96 t / 日（8時間）、3.87 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（後志総合振興局）

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年8月30日

住所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏名 ニセコ環境株式会社
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

高橋 はる



許可の年月日	平成29年8月30日	許可番号	後環生第1040号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ 施行令第7条第14号ハ（安定型及び管理型最終処分場） 燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（15cm以下のもの限り、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず（15cm以下のものに限る。）、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等。以下余白。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字峠下79番、80番		
処理能力	面積： 27,649 m ² 埋立容量： 130,505 m ³		
許可の条件	-		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（後志総合振興局）



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

産業廃棄物処理施設設置許可証

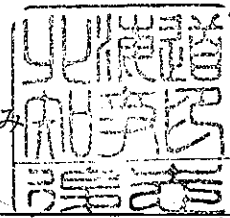
平成 3 0 年 4 月 1 3 日

住 所 北海道虻田郡倶知安町字峠下

氏 名 ニセコ環境株式会社
代表取締役 古谷 和之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 3 0 年 4 月 1 3 日	許可番号	後環生第 6 3 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 の 2 号 (木くずの破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず。		
設置場所	北海道虻田郡倶知安町字琴平 4 2 0 番 4		
処理能力	1.03. 6 8 t / 日 (8 時間)	1.2. 9 6 t / 時間	
許可の条件	*****		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有	無	
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

(後志総合振興局)